

呉市空家等対策計画（案）に対する意見の募集について

呉市では、「空家等対策の推進に関する特別措置法」の施行前から、「呉市空き家等の適正管理に関する条例（現呉市空家等の適切な管理に関する条例）」に基づいた空き家対策を実施してまいりましたが、当該施行を契機に、本市の基本的な取組姿勢や対策を示し、これまで以上に空家等対策を一層、総合的かつ計画的に推進するため、「呉市空家等対策計画」（案）を作成しました。

ついでには、この計画をより良いものにするため、当該計画案に対する市民の皆様の御意見をお寄せください。お寄せいただいた御意見を参考に計画を策定していきます。御意見に対する呉市の考え方は、呉市ホームページや、呉市役所本庁舎 6 階建築指導課窓口、1 階シビックモール、各市民センター（支所）窓口などで公表します。

なお、個別には回答しませんので、あらかじめ御了承ください。

また、個人が特定されるような情報については、公表しません。

【意見を募集する案件】

呉市空家等対策計画（案）

【意見の募集期間】

平成 28 年 12 月 9 日（金）～平成 29 年 1 月 10 日（火） **※ 必着**

【意見の提出方法・提出先】

別紙の意見書（様式）に**必要事項（御意見並びに住所、氏名及び電話番号）**を御記入の上、次の①から⑤までのうち、いずれかの方法で提出をお願いします。

なお、別紙の意見書（様式）を利用されない場合も、必要事項を御記入の上、案件名を「呉市空家等対策計画（案）」として御提出いただくことができます。

① 郵送で提出していただく場合

〒737-8501

呉市中央 4 丁目 1 番 6 号 呉市建築指導課 呉市空家等対策計画担当 宛

② ファクシミリで提出していただく場合

ファクシミリ番号 0823-24-6831

③ 電子メールで提出していただく場合

電子メールアドレス kensidou@city.kure.lg.jp

（電子メールの件名を「呉市空家等対策計画（案）」としてください。）

④ 電子申請サービスを利用していただく場合

呉市ホームページ <http://www.city.kure.lg.jp/~ikenkoubo/>

⑤ 持参していただく場合

呉市建築指導課（呉市役所本庁舎 6 階、呉市中央 4 丁目 1 番 6 号）

※ 各市民センター（支所）の窓口でも、意見書をお受けすることができます。

※ 電話による御意見はお受けいたしませんので、御了承ください。

【問合せ先】

呉市建築指導課

担当 伊佐治，山口

電話 0823-25-3514（直通）

呉市 建築指導課 宛
〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号
TEL 0823-25-3514
FAX 0823-24-6831
e-mail kensidou@city.kure.lg.jp

意見書

案件名	呉市空家等対策計画（案）		
御意見			
住所			
氏名		電話番号	
受領通知	<input type="checkbox"/>		
受領通知を希望される方は、チェック欄（ <input type="checkbox"/> ）にチェック（ <input checked="" type="checkbox"/> ）を入れてください。 御意見に対する呉市の考え方については、別途、ホームページ等でお知らせします。			

- 単なる賛否であったり、募集内容に関連がなかったりする場合などには、呉市の考え方をお示しできない場合があります。
- 法人その他の団体にあつては、「住所」欄に事務所又は事業所の所在地を、「氏名」欄に名称及び担当者の氏名を、それぞれ御記入ください。
- 御意見の内容について、お問合せをさせていただくことがありますが、それ以外の目的で個人情報を使用することはありません。